

【その他】 その他 (4-1) その他

施策 4-1-①

地震保険・共済への加入

【取組の概要】

建物や家財等の個人の財産の損失は、自己責任が原則です。

不幸にも災害が発生し、家屋に被害が生じた場合、以前の生活を取り戻すには家屋を補修または建て替える必要があります。しかし、国・県・市町村が行える公的支援には限界があります。

個人への支援としては、国が「被災者生活再建支援法」の定めにより、災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して行う「被災者生活再建支援制度」がありますが、生活基盤である住宅の再建をするためには不十分です。

これらにより、個人が個人の財産を守る手段として、地震保険・共済等があります。地震保険・共済は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。また、自動車においても車両保険に付帯する津波保険があります。

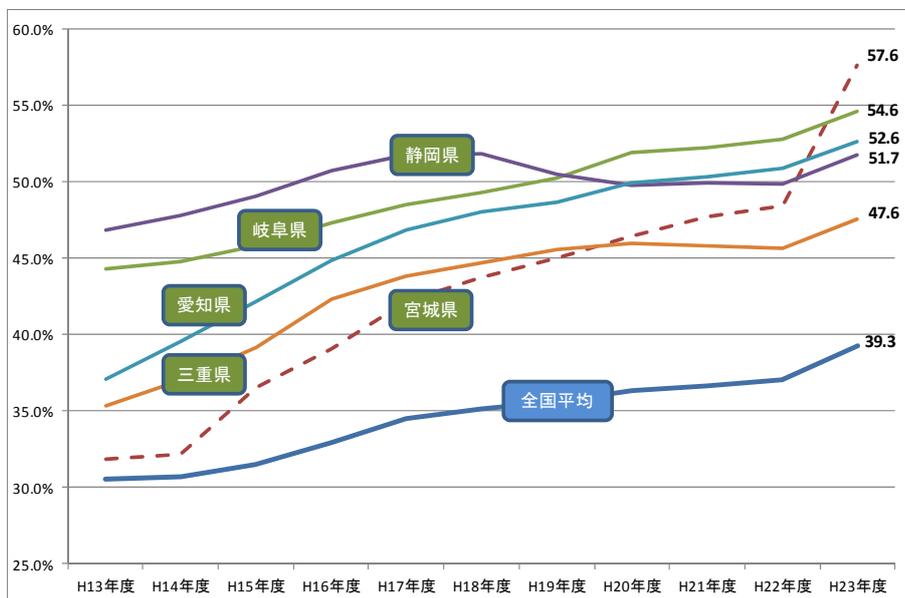
損害保険会社による地震保険の世帯加入率は、全国でおよそ26%（H23年度）、共済組合の地震共済に加入している世帯がおよそ13%（H23年度）存在するため、加入率は合計約4割になります。

東日本大震災の被災地では、地震保険・共済に加入していないことにより、二重ローンを抱えるなど生活再建に支障をきたしていることもあり、自分たちの財産を守る一つの手法として有効です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・現在、地震保険世帯加入率は増加傾向にあり、東日本大震災後、地震保険への関心が高まる傾向にあります。
- ・「南海トラフの巨大地震」への備えから防災意識が高い中部地方では、すべての県で全国平均（39%）を上回っている状況です。
- ・これらの情報は、住民との会合等時に説明等をし、理解して頂く必要があります。
- ・新潟県では、中越、中越沖地震と2度の被災を経験したにもかかわらず、地震保険・共済への加入率が43.6%（平成22年3月末時点）と50%に達していないことから、地震保険・共済の加入率を上げるため、全国で初となる官民一体となった「新潟県地震保険・共済普及協議会」を立ち上げ、普及啓発活動の取り組みを行っています。

図 地震保険・共済 都道府県別世帯加入率の推移



※世帯加入数については、損害保険料率算出機構、全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)

からデータの提供を受け、「地震保険」、「JA建物更生共済」、「自然災害保障付火災共済」の加入件数でとりまとめ。

※世帯加入率は、年度末の地震保険・共済の加入件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数(総務省)で除した数値。

参 考
自動車保険制度

自動車保険制度
自動車保険には、相手のために加入する賠償保険、搭乗者(運転者を含む)のために加入する障害保険、自動車のために加入する車両保険がある。
 どの保険も地震・噴火・津波が原因の事故では保険金が支払われない。

主な種類	内容	支払要件	
		台風・洪水・高潮	地震・噴火・津波
賠償保険 (対人、対物)	自動車運転中に、相手方を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合に保険金が支払われる。	×	×
障害保険 (人身傷害、搭乗者傷害)	自動車運転中に、運転者及び搭乗者が死傷した場合に保険金が支払われる。	○	×
車両保険 (一般車両保険)	事故により契約車が損害を受けた場合に保険金が支払われる。	○	×

出典: 各社のウェブサイト、約款を参考に作成。

加入率(%)	
H12	72
H14	71
H16	70
H18	69
H20	68

自動車保険加入率の推移

出典: 損害保険料率算出機構資料

地震・噴火・津波車両損害補償特約^{※1}

- 地震・噴火・津波が原因の車両損害に対して補償する特約。
- これまでも同様の特約を販売していたが、地震・噴火・津波はリスクの特性からこれまでは限定的な引き受けを行っていた(一般的なシンプレットには本特約を掲載していなかった)。
- 東日本大震災以降、新規の引き受けを停止していたが、引き受けの要望が多かったため、2012年1月1日以降、[地震・噴火・津波車両全損時一時金特約^{※2}]として、各社販売を開始した。

※1 各社は保険会社ごとに異なる
 ※2 各社は保険会社ごとに異なる
 出典: 東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(2012.7.5)、三井住友海上火災保険株式会社のホームページ(2012.8.10)、各社ホームページを参考に作成。

支払要件等の例(内容は各社で多少異なる)	
支払要件	全損(津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合、流出し発見できなかった場合、全焼した場合、建物の下敷きになり大きな損傷が生じた場合など)。
支払金額	50万円を上限(車両保険の保険金額が50万円を下回る場合にはその金額が支払われる) <small>※ 「中古車が購入できる金額」、「車両購入代金の頭金へ充当できる金額」を目安。</small>
特約保険料	地域、契約条件によらず一律5,000円 <small>※ただし、車両保険の保険金額が50万円未満の場合は特約保険料が減額される。</small>

出典: 中央防災会議 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ 第5回会合 参考資料1より

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 被災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

◆参考資料

- ・内閣府 防災情報のページ

http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/index.html

- ・世界銀行東京事務所 HP

「大規模災害から学ぶ」東日本大震災からの教訓 6-2：地震保険

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANSEEXT/0,,contentMDK:23284468~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:515498,0.html>